

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

**告 示**

- 公印を新調しその使用を開始する件 二六
- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件二件 二七
- 土地改良区の定款の変更を認可した件二件 二七
- 保安林の指定をする予定である旨通知があった件三件 二七
- 保安林の指定実施要件を変更する予定である旨通知があった件九件 二八
- 保安林の指定実施要件を変更する予定である旨通知があった件九件 二八
- 道路の区域を変更する件七件 二九
- 道路の供用を開始する件四件 二九
- 海岸保全区域を指定する件 三〇

**公 告**

- 徴税吏員証票を無効とする件 三五
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件 三五
- 落札者を決定した件 三六
- 随意契約の相手方を決定した件二件 三六

**正 誤**

- 平成二十七年二月二十二日付け定例第九百五十五号中 三七

## 告 示

### 福島県告示第二百九十五号

公印を次のように新調し、平成二十七年四月二十日その使用を開始する。  
平成二十七年四月十七日

職印

福島県知事 内堀雅雄

番号	公印の名称	印影	公印管理者
23	福島県現金出納員印（福島県立ふたば未来学園高等学校用）		福島県立ふたば未来学園高等学校の福島県現金出納員
24	福島県現金取扱員印		保健福祉部保健福祉総室保健福祉総務課の福島県現金取扱員

（文書法務課）

### 福島県告示第二百九十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十七年四月十七日から同年八月十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。  
平成二十七年四月十七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
- ドラッグストア マツモトキヨシ笹谷店 福島県福島市笹谷字東中條十四番地六ほか
- 二 変更した事項
- 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所及び代表者の氏名

- （変更前）
- (一) 株式会社マツモトキヨシ東日本販売 代表取締役 岡野 恵一
  - (二) 宮城県仙台市青葉区一番町三丁目六番四号 株式会社セリア 代表取締役 河合 宏光
- （変更後）
- (一) 岐阜県大垣市外渕二丁目三十八番地 株式会社マツモトキヨシ東日本販売

代表取締役 高野 昌司  
宮城県仙台市青葉区中央二丁目二番二十四号  
株式会社セリア

(二) 代表取締役 河合 映治  
岐阜県大垣市外濠二丁目三十八番地

- 三 変更した年月日
  - 1 株式会社マツモトキヨシ東日本販売 平成二十七年四月一日
  - 2 株式会社セリア 平成二十六年六月二十四日
- 四 届出年月日  
平成二十七年四月七日
- 五 届出をした者  
芙蓉総合リース株式会社

(商業まちづくり課)

**福島県告示第二百九十七号**

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十七年四月十七日から同年八月十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び伊達市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年四月十七日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ダイユーエイト保原店 福島県伊達市保原町上保原字正地内二十二番地一
- 二 変更した事項  
大規模小売店舗の名称  
(変更前) (仮称)ダイユーエイト保原店  
(変更後) ダイユーエイト保原店
- 三 変更した年月日  
平成二十七年四月八日
- 四 届出年月日  
平成二十七年四月八日
- 五 届出をした者  
ケイエル・リース&エステート株式会社

(商業まちづくり課)

**福島県告示第二百九十八号**

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、郡山市東部土地改良区から平成二十七年三月三十日付けで申請のあった定款の変更について、

同年四月七日認可した。  
平成二十七年四月十七日

福島県知事 内堀 雅雄  
(農村計画課)

**福島県告示第二百九十九号**

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、広野町土地改良区から平成二十七年三月四日付けで申請のあった定款の変更について、同年四月九日認可した。

平成二十七年四月十七日

福島県知事 内堀 雅雄  
(農村計画課)

**福島県告示第三百号**

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十七年四月十七日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 保安林予定森林の所在場所  
伊達市霊山町大石字鳥井平一の一、一の一
  - 二 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 三 指定実施要件  
1 立木の伐採の方法  
(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字鳥井平一の一(次の図に示す部分に限る。)  
(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、伊達市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

**福島県告示第三百一号**

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十七年四月十七日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 保安林予定森林の所在場所  
田村郡小野町大字湯沢字新田七〇の一
  - 二 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 三 指定施業要件
    - 1 立木の伐採の方法
      - (一) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字新田七〇の一(次の図に示す部分に限る。)
      - (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
      - (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、小野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び小野町役場に備え置いて縦覧に供する。)  
(森林保全課)

福島県告示第三百二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十七年四月十七日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 保安林予定森林の所在場所  
いわき市常磐湯本町傾城六七の二四、六七の三〇五、六七の三〇八
  - 二 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
  - 三 指定施業要件
    - 1 立木の伐採の方法
      - (一) 主伐は、択伐による。
      - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福島県告示第三百三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十七年四月十七日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
石川郡古殿町大字大久田字西作二三一の一、字蕨草一七〇の一、大字鎌田字下房一六九の三、大字松川字堀越七四の一、七四の二
  - 二 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
  - 三 変更後の指定施業要件
    - 1 立木の伐採の方法
      - (一) 主伐は、択伐による。
      - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、古殿町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び古殿町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第三百四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十七年四月十七日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 指定施業要件の変更に係る森林の所在場所  
西白河郡西郷村大字鶴生字萱窪一の一五、一の七から一の九まで、字黒土一の一、一の一〇、大字羽太字與惣兵衛一の一八、二の一、二の一、二の一四から二の二二まで
- 二 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 三 変更後の指定施業要件
  - 1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
 (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、西郷村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 2 立木の伐採の限度  
 次のとおりとする。  
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び西郷村役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第三百五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
 平成二十七年四月十七日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る森林の所在場所  
 東白川郡塙町大字真名畑字道ノ沢五四の三、五六、七五の一、七七の五、八三から八五まで、九一の二、九一の三、九八、字品平一四から一六まで、一八から二〇まで、二二の三、二三、二三の二、字須釜六一、八五の四、八五の五、八五の八、八五の九、八五の一三、八五の二〇、八五の二一、八五の三〇、八五の三五、八六から九八まで、一一五、一一六、一一八から一二〇まで、一二二、一二六、字菖蒲三一の一、三二の二、三二の三、三三の五、三三の一、三三の二  
 二 保安林として指定された目的  
 土砂の流出の防備  
 三 変更後の指定施業要件  
 1 立木の伐採の方法  
 (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
 (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、塙町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 2 立木の伐採の限度  
 次のとおりとする。  
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び塙町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第三百六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第

二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
 平成二十七年四月十七日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
 相馬市山上字堀切の一、一の一五、一の五七、一の五八、一の一九四、一の一六、一の二二〇、相馬郡飯館村佐須字前乗七四、七五の一、七六の一、七六の二、七九の一  
 二 保安林として指定された目的  
 土砂の流出の防備  
 三 変更後の指定施業要件  
 1 立木の伐採の方法  
 (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
 (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 2 立木の伐採の限度  
 次のとおりとする。  
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び関係市役所及び村役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第三百七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
 平成二十七年四月十七日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
 いわき市川前町下桶売字志田名一七四の一・一七四の七(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、一七四の四三、一七四の四四、一九二の一、一九二の三・一九二の二〇・一九四の一(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)、一九四の四五、字荻九一の一(次の図に示す部分に限る。)、九一の二、九一の三五(次の図に示す部分に限る。)、九一の三六から九一の三九まで、九一の四三(次の図に示す部分に限る。)、川前町小白井字芋島八一の一  
 二 保安林として指定された目的  
 水源の涵養  
 3 変更後の指定施業要件  
 (一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

二 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

いわき市川前町下桶売字芹ヶ作一四（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
  - (1) 主伐は、択伐による。
  - (2) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
  - 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第三百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十七年四月十七日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

田村郡小野町大字小野新町字丹後坂一一五の一〇、大字上羽出庭字東前一七六、字五ノ神一〇二の四、大字南田原井字大平七三の一五、字折ノ内一七一の一、字沼ノ平一〇〇、一〇一、一〇二の三、大字夏井字松太郎内一〇四の一、一〇四の二、一〇五、大字塩庭字南府中八四、八五、字向永志田一九の二、一九の七、六〇の一三、大字湯沢字登館六六、一〇四の一、一〇四の二、字館ノ越七四の六、八八、八九、九〇、大字小野山神字居矢ノ目九七、字北ノ前二三五の一、大字谷津作字久戸塚七八の二、九五の二、九六の一、九六の三、九七の一、大字和名田字中落合六、七、大字小戸神字日向一五五の一六

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 変更後の指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
  - (一) 主伐は、択伐による。
  - (二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、小野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度
  - 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び小野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第三百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十七年四月十七日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る森林の所在場所

会津若松市東山町大字湯川字西向甲七〇五の一

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
  - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - (二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、会津若松市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度
  - 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び会津若松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第三百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十七年四月十七日

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 喜多方市山都町早稲谷字孫六三二八の一、三二八の一六、三二八の一〇二、三一八の一四、三一八の一四三、三一八の一四七、耶麻郡猪苗代町大字蚕養字笹川山乙三七一〇の八、字沼尻山甲二八五五の七九、甲二八五五の八〇、甲二八五五の一五〇六、甲二八五五の一六二七、甲二八五五の一六二八、甲二八五五の一六五一から甲二八五五の一六五三まで、耶麻郡西会津町宝坂大字屋敷字黒森山二四一九の一、字鬼光頭山二四一三、字大滝入山二四一二、字目指嶽山二四一〇の一、大字宝坂字土埋乙一五四八の二、乙一五四八の三、耶麻郡西会津町野沢字大倉丙二一五二の一八、丙二一五二の二三、字九才坂丙二一五三の二、字柳平山甲二三〇六
- 二 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第三百十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十七年四月十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
田村郡小野町大字湯沢字八又一九四の六、一九四の九、字高台五九の三、大字夏井字川除八四の三、大字皮籠石字古坊七六の一、大字南田原井字真中二九の四、二九の五、大字塩庭字南府中七四の一、字長賀一五九、一六二
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
- 1 立木の伐採の方法  
(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字川除八四の三、字古坊七六の一・字真中二九の五・字南府中七四の一(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)、字長賀一五九、一六二、字高台五九の三

- (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、小野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び小野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第三百十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十七年四月十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
郡山市安積町成田字西島坂二の一・三の一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、湖南町舟津字舟附五七〇四の一、字中ノ沢五一四一、五一六五の一、湖南町福良字立石三八六二の一
- 二 保安林として指定された目的  
干害の防備
- 三 変更後の指定施業要件
- 1 立木の伐採の方法  
(一) 主伐は、択伐による。

- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、郡山市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び郡山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第三百十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画

課及び福島県中建設事務所で平成二十七年四月十七日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十七年四月十七日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道飯野 三春石川 線	田村郡三春町字南町二 四番地先から 同 郡同 町字新町一 八〇番一地先まで	変更前	A 九・五〃 一七・八	三四七・七
	田村郡三春町字南町二 四番地先から 同 郡同 町字新町一 八〇番一地先まで	変更後	A 九・五〃 二四・二	三四七・七
	田村郡三春町字山中一 九番二地先から 同 郡同 町字新町一 九一番地先まで	変更前	B 六・〇〃 九・〇	三三三・七
	田村郡三春町字山中一 九番二地先から 同 郡同 町字新町一 九一番地先まで	変更後	C 二・〇〃 三・五	四〇〇・四

(道路計画課)

**福島県告示第三百十四号**

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成二十七年四月十七日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十七年四月十七日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)

県道下松 本鏡石停 車場線	岩瀬郡天栄村大字下松 本字原畑二六番二地先 から 同 郡同 村大字白子 字家内神二五番一地先 まで	変更前 の変更後	七・七〃 一一・〇 八・五〃 一九・四	一九五・五 一九五・五
---------------------	--	-------------	------------------------------	----------------

(道路計画課)

**福島県告示第三百十五号**

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成二十七年四月十七日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十七年四月十七日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道柳渡 戸常葉線	田村市常葉町関本字仲 ノ坪五二番地先から 同 市常葉町関本字仲 ノ坪五六番一地先まで	変更前	六・五〃 一一・〇	九八・三
	田村市常葉町関本字仲 ノ坪五二番地先から 同 市常葉町関本字仲 ノ坪五六番一地先まで	変更後	七・五〃 二二・五	九八・三

(道路計画課)

**福島県告示第三百十六号**

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成二十七年四月十七日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十七年四月十七日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)

県道湖南 湊線	郡山市湖南町福良字島 三六〇七番二地先から 同 市湖南町福良字立 石三八六二番二地先ま で	変更前 五・一ノ 七・四	変更後 五・一ノ 一八・四	七五・二 七五・二
------------	---	--------------------	---------------------	--------------

(道路計画課)

**福島県告示第三百十七号**  
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十七年四月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月十七日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の別	変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道喜多方西会津線	喜多方市字桜ガ丘一丁目一四〇番六地先から 同 市字経壇四五番一地先まで	変更前 一・一〇ノ 三・一六	変更後 一・一〇ノ 三・一六	一・一〇ノ 三・一六	三八五・〇 三八五・〇

(道路計画課)

**福島県告示第三百十八号**  
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十七年四月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月十七日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 敷地の幅員 (メートル)	変更後 敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
-----	-----	------------------------	------------------------	---------------

一般国道 三九九号	双葉郡川内村大字上川 内字町分二八二番二地 先から 同 郡同 村大字上川 内字町分五四八番一地 先まで	変更前 一・二・五ノ 一七・二	変更後 一・二・五ノ 二一・七	二七・〇 二七・〇
--------------	--	-----------------------	-----------------------	--------------

(道路計画課)

**福島県告示第三百十九号**  
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十七年四月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月十七日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の別	変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道泉岩 間植田線	いわき市岩間町岩下九 六番地先から 同 市岩間町川田九 九番八地先まで	変更前 七・四ノ 三〇・〇	変更後 七・四ノ 三〇・〇	七・四ノ 三〇・〇	五五二・〇 五五二・〇

(道路計画課)

**福島県告示第三百二十号**  
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成二十七年四月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月十七日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道飯野三春石川線	田村郡三春町字山中一九番二地先から 同 郡同 町字新町一九一番地先まで 田村郡三春町字山中一六番二地先から 同 郡同 町字新町一八九番地先まで	平成二十七年四月一七日

(道路計画課)

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道四五九号	喜多方市字経壇一番一地从先から 同 市字一丁目四六〇二番一地从先まで	平成二十七年四月一七日

(道路計画課)

福島県知事 内堀雅雄

**福島県告示第三百二十二号**  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十七年四月十七日から二週間一般の縦覧に供する。  
 平成二十七年四月十七日

路 線 名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道喜多方西会津線	喜多方市字桜方丘一丁目一四〇番	平成二十七年四月一七日

六地先から 同 市字経壇四五番一地从先まで
--------------------------

(道路計画課)

**福島県告示第三百二十三号**  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十七年四月十七日から二週間一般の縦覧に供する。  
 平成二十七年四月十七日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道三九九号	双葉郡川内村大字上川内字町分二八二番二地从先から 同 郡同 村大字上川内字町分五四八番一地从先まで	平成二十七年四月一七日

(道路計画課)

**福島県告示第三百二十四号**  
 海岸法(昭和三十一年法律第一一〇号)第三条第一項の規定により、次の区域を海岸保全区域として指定する。  
 平成二十七年四月十七日

福島県知事 内堀雅雄

海岸名	区	域
福島県仙台湾沿岸 相馬港地区海岸 原釜地区海岸	一 基点及び補助点の位置(公共座標第IX座標系) 基点1 X二〇三三九七・八一七 Y九九五三八・七四七の点 基点2 X二〇三六三三・一〇四 Y九九四五五・三六一の点 基点3 X二〇三六〇一・五三七 Y九九三三三・二八七の点 基点4 X二〇三六二二・一三五 Y九九二五五・七四九の点 基点5 X二〇三七〇八・〇三五 Y九九〇六八・二七二の点	

基点6	X二〇三七五五・四〇三	Y九八九九〇・二六三の
基点7	X二〇三八九三・七七一	Y九八八四四・三三五の
基点8	X二〇四一五二・三五八	Y九八六〇〇・三二一の
基点9	X二〇四三〇五・八一〇	Y九八五〇四・一八六の
基点10	X二〇四四三四・二六九	Y九八四三八・二六五の
基点11	X二〇四五九七・二四八	Y九八三五八・六二七の
補助点1	X二〇三六一四・〇三九	Y九九五四九・六七二の
補助点2	X二〇四〇五九・九九三	Y九九七二九・四八〇の
補助点3	X二〇四五〇二・三三一	Y九九四三〇・三三八の
補助点4	X二〇三六五四・三九六	Y九九三七〇・七五二の
補助点5	X二〇三八一八・〇三七	Y九九〇三〇・一四七の
補助点6	X二〇四二九六・七二六	Y九八五三三・五五六の
補助点7	X二〇四六三〇・七六〇	Y九八四三五・八二九の
補助点8	X二〇四五九九・二五八	Y九八三六六・一三七の

二 区域  
 基点1、基点2、基点3、基点4、基点5、基点6、基点7、基点8、基点9、基点10、基点11、補助点8、補助点7、補助点6、補助点5、補助点4、補助点3、補助点2及び補助点1を順次直線で結んだ線並びに補助点1から基点1に至る線により囲まれた区域で次の図に示す区域(次の図は省略する。)

(港 湾 課)

公 告

公告第八十五号

次の徴税吏員証票については、平成二十五年四月一日紛失した旨届出があったので、同日以降当該徴税吏員証票は無効とする。  
 平成二十七年四月十七日

福島県知事 内堀 雅 雄

名 称	発 行 年 月 日	番 号
徴税吏員証票	平成二二年四月一日	第二八四六号

(税 務 課)

公告第八十六号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。  
 平成二十七年四月十七日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 申請のあった年月日  
平成二十七年三月二十三日
- 二 名称  
特定非営利活動法人伊達氏のふるさと梁川会
- 三 代表者の氏名  
八巻 克男
- 四 主たる事務所の所在地  
福島県伊達市梁川町希望ヶ丘十番地
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、伊達市の地域づくりに寄与するため、伊達氏をはじめとする歴史的資源及び地域資源を活用し、地域活性化に向けた諸活動に取り組むとともに、地域活性化に取り組む他団体、ボランティア団体を支援・協力することにより、市民による持続可能な地域づくりを伊達市において実現することを目的とする。

(文化振興課)

**公告第87号**

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける医療機器開発・安全性評価センター（仮称）整備（建築）工事の請負について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成27年4月17日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
医療機器開発・安全性評価センター（仮称）整備（建築）工事 一式
- 2 契約に関する事務を担当する室の名称及び所在地  
福島県商工労働部産業振興総室産業創出課医療関連産業集積推進室 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
平成27年2月9日
- 4 落札者の氏名及び住所  
安藤ハザマ・白鳳社特定建設工事共同企業体 宮城県仙台市青葉区片平一丁目2番32号
- 5 落札金額  
3,834,000,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成26年12月5日

（産業創出課医療関連産業集積推進室）

**公告第88号**

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成27年4月17日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量  
3 m 法電波暗室及び10 m 法電波暗室 一式
- 2 契約に関する事務を担当する室の名称及び所在地  
福島県商工労働部産業振興総室産業創出課医療関連産業集積推進室 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成27年2月17日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社巴コーポレーション 東京都中央区勝どき四丁目5番17号
- 5 随意契約に係る契約金額  
408,996,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
特例政令第10条第1項第1号該当

（産業創出課医療関連産業集積推進室）

**公告第89号**

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成27年4月17日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量  
無響室 一式
- 2 契約に関する事務を担当する室の名称及び所在地  
福島県商工労働部産業振興総室産業創出課医療関連産業集積推進室 福島県福島市  
杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成27年3月20日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
日東防音響エンジニアリング株式会社 東京都墨田区緑一丁目21番10号
- 5 随意契約に係る契約金額  
101,520,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
特例政令第10条第1項第1号該当

(産業創出課医療関連産業集積推進室)

九四	○平成二十年二月二十二日付け定例第九百五十五号中	ページ	正	正 誤
上		段		
ら 六	後ろか	行		
喜多方市字桜ガ丘				
喜多方市字桜ヶ丘			誤	